

別表 実習病院との協議・確認事項

項目		内容
1 感染への対応	1) 感染症抗体価の報告と対応	(1) 事前に、実習を依頼する新卒訪問看護師の感染症抗体価を報告する。さらに、実習時には持参して、すぐに参照できるように備えておく。 (一般的に必要な項目) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎・結核 (2) 抗体が陰性の場合は、ワクチン接種歴を報告する。 (3) インフルエンザワクチン接種履歴を報告する。
	2) 感染事故発生時の対応	(1) 直ちに新卒訪問看護師が所属する事業所へ報告する。 (2) 実習病院の院内感染マニュアルにそって行動する。
2 個人情報保護等	1) 個人情報の保護	(1) 実習病院のルールにそって、個人情報に係る情報システム等の利用契約書（誓約書）を徹して利用する。 (2) 原則、診療情報等はコピーしない。
	2) 患者の同意	(1) 実習対象となる患者（必要時は家族）に同意を得る。 原則、同意書は、新卒訪問看護師が所属する事業所の様式を使用する。
3 事故等への対応	1) 登院途上に発生した事故・災害	(1) 実習病院は、その責に任じない。 (2) 気象警報や災害発生時、公共交通機関運休等への対応は、新卒訪問看護師が所属する事業所の取り決めに従う。
	2) 実習中に生じた障害や疾病	(1) 新卒訪問看護師は、直ちに実習病院の指導担当者及び所属する事業所に報告する。 (2) 新卒訪問看護師が所属する事業所は、責任を持って対応する。 ① 必要に応じて、医療機関を受診させる。 ② 暴力やハラスメントを受けた場合は、必要に応じて心のケアを行う。
	3) 新卒訪問看護師の故意・過失による病院への損害	(1) 新卒訪問看護師は、直ちに実習病院の指導担当者及び所属する事業所に報告して指示に従う。 (2) 新卒訪問看護師が所属する事業所は、責任を持って対応する。
	4) 新卒訪問看護師による機器・物品の破損	(1) 新卒訪問看護師は、速やかに実習病院の指導担当者及び所属する事業所に報告して指示に従う。 (2) 報告を受けた新卒訪問看護師が所属する事業所は、責任を持って対応（弁償）する。
	5) インシデントの発生	(1) 新卒訪問看護師は、直ちに実習病院の指導担当者及び所属する事業所に報告して指示に従う。 (2) 実習病院は、院内マニュアルにそって行動する。 (3) 新卒訪問看護師が所属する事業所は、実習病院との連携により責任を持って対応する。
4 委託料	1) 委託料	(1) 相互の話し合いにより、新卒訪問看護師1人当たり（時間や日単位）の委託料を決める。